

2017 年度 「アフリカビジネス実証事業」 公募要領

下記のとおり、2017 年度「アフリカビジネス実証事業」を実施する事業者を公募いたします。
皆様の応募をお待ちしています。

1. 事業趣旨

2016 年 8 月にナイロビにて開催された「第 6 回アフリカ開発会議」（TICAD VI）では、雇用創出や技術・ノウハウ移転等につながる投資の促進が謳われ、日本からの投資・進出に対する期待と、日本企業の対アフリカビジネス関心度とが高まりつつあります。

これらを踏まえ、日本貿易振興機構（ジェトロ）は、日本企業よりアフリカにおける拠点設立を目指したビジネス企画を募集し、日本企業とジェトロとで業務委託契約を締結することにより、アフリカ進出にかかる課題及び解決方法等を明らかにする実証活動に官民連携で取り組みます。

採択された企業は、アフリカにおける拠点設立を目指した継続的なビジネス企画の下、事前に自ら設定し、ジェトロと協議の上、決定した実証項目に従って活動します。

実証された項目は、成果として他の日本企業に普及すると共に、日本企業の現地進出にかかるポイントとして現地政府等に提言することにより、日本企業の対アフリカビジネスの円滑化を図り、日本とアフリカのビジネス関係構築を更に強力に推進します。

2. 対象となる事業企画

(1) 対象国：アフリカ諸国

※ただし、外務省 海外安全ホームページにおいて、オレンジ色「渡航の延期をお勧めします」、および赤色「退避を勧告します。渡航は延期して下さい」に指定されている地域については対象外とします。（参考）
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) 対象事業：主として以下のとおり

- ① 日本登記法人の企業が自ら事業を実行する企画であること。
- ② アフリカ諸国を基点とした継続的なビジネスで、拠点設立を目指した企画であること。

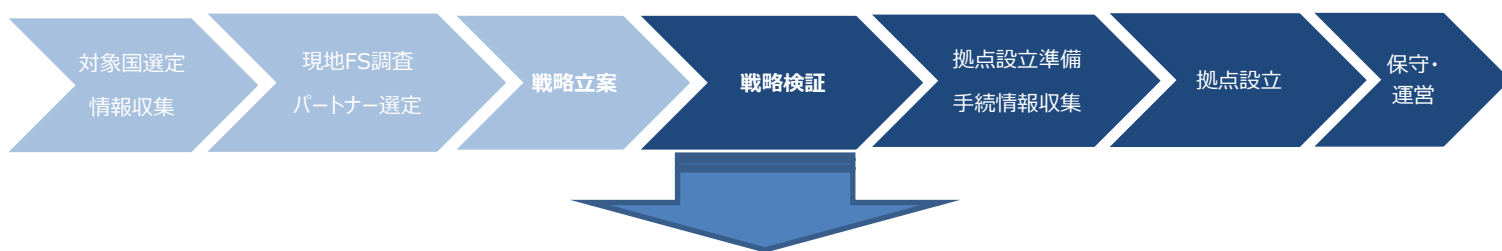
(3) 対象ビジネス形態：（拠点設立を目指したもの）

- ① 現地製造販売ビジネス（アフリカで製品・サービスを生産・製造、販売）
- ② 現地市場開拓のための輸出ビジネス
（日本／第三国で生産した商品・サービスをアフリカへ輸出・販売）
- ③ 輸入・調達ビジネス
（アフリカの商品サービスを日本／第三国へ輸入・販売）

※日本企業の製品・サービスであれば、made in Japan のみならず made by Japan（第三国にて生産等）も対象となります。また、第三国への輸出入も可とします。

※本事業にかかる契約は、複数年度にまたがる事業計画の場合であっても、単年度となります。なお、同一案件にかかる支援の上限は 2 年（最長）です。

<対象となるビジネスフェーズ（参考例）>



【フェーズ①】 戦略検証

- 一般情報収集やパートナー選定は終わっており、事業戦略の妥当性を検証する段階。

実証項目例：

- ✓ コートジボワールで加工食品を製造し、日本市場で販売するにあたり品質・価格面における競合他社との比較優位性があるか実証する。
- ✓ ケニアで自社の自動車部品を製造するにあたり、想定する現地部品供給企業が自社の品質基準を満たすことができるか実証する。
- ✓ ナイジェリアで自社の生活用品を販売するにあたり、想定する商品モデル及び販売手法が現地の消費者ニーズに見合うかどうか実証する。



【フェーズ②】 拠点設立準備・手続情報収集・拠点設立

- 進出決定後、設立に向けた具体的な準備（登記手続、土地確保、法務労務税務相談、手続き情報収集等）を行う段階。

実証項目例：

- ✓ 南アフリカ共和国での会社設立手続きに関する制度面と運用面の乖離を抽出し、その解決方法を見出すことができるか実証する。
- ✓ モロッコで化粧品の製造工場を設立するにあたり、現地での最適な資金・原材料調達手段の確保にかかる課題を明らかにし、その解決方法を見出すことができるか実証する。
- ✓ エジプトで自社製品の保守運営サービス拠点を設立するにあたって直面する労務面での課題を明らかにし、その解決方法を見出すことができるか実証する。

3. 事業期間

原則 1 年（ただし、審査により最大 2 年間）。

- (1) 契約は単年度契約です。ただし、審査により事業期間を最大 2 年間に変更することがあります。
- (2) 年度当初に設定した実証項目の達成度合のレビューを年度末（2 月中旬～下旬頃）に行い、実施状況、一定の成果、支援の必要性等を確認の上、翌年度の契約手続きの開始を決定します。
- (3) 2017 年度は契約締結日（2017 年 7 月上旬予定）～2018 年 3 月 31 日（土）までの契約となります。（経費支出は、2018 年 2 月 9 日（金）までに業務・納品等が完了したもののみ対象。）なお、翌年度の契約手続きを開始する際には、実証項目の再設定など契約内容の変更も伴う予定です。
- (4) 過去に採択された案件の第 2 フェーズで応募する場合は、原則 1 年のみの契約となります。

4. 採択件数

5 件程度を想定。

※本事業の開始にあたっては、2017 年度予算の成立が前提となります。採択件数は 2017 年度の予算総額等により変更する可能性があります。また、予算の都合により履行期間の変更または案件を取り止めることがあります。

5. 負担経費

① 上限額：300 万円（消費税及び地方消費税を含む）／件／1 年間

② 負担経費：出張旅費、調査費

負担経費	主な経費支出可能項目例 ※ジェトロが認めたものに限る
① 出張旅費	航空運賃、滞在費、VISA 発給代・保険料等渡航雑費、現地移動費、通訳雇用費等
② 調査費	現地市場・規制等の現地調査委託費、現地法務・労務・税務相談費、分析検査費、モニタリング・マーケティング調査費、資料翻訳費等

※採択後に事業企画書及びそれに基づく適正額を精査の上、契約額を決定します。契約額を上限に、ジェトロの規定に基づいて認定された経費（証憑提出が必要）を事業終了後にお支払いします。

※実際の経費請求時には、証憑として、請求書、納品書、領収書、見積書等を揃えて提出することが必要です。証憑の不十分な経費についてはお支払いできません。

※実証事業遂行の過程で自社製品の商標権や食品・医薬品認証などの取得などで発生する費用は自己負担とし、それらの権利は事業主に帰属することとします。

6. 応募企業の条件(応募資格)

- (1) アフリカ諸国を基点とし、拠点設立を目指した継続的なビジネスを自社として検討する日本登記法人の企業であること。
- (2) 応募企業の代表者又は事業責任者が承認し、コミットメントをしている事業計画であること。

- (3) 本事業にかかわる専任者または担当者が指名されており、ジェットロからの問い合わせ等に迅速に対応できる実施体制が整っていること。
- (4) 今回の応募テーマと同一テーマにて国（独立行政法人等含む）及び地方自治体の他の補助金・助成制度を活用していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 公募開始日から公募締切日までの期間、契約に関し、ジェットロから指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (8) 対象事業に関して係争中のものでないこと。
- (9) 模倣品の取り扱いや著作権の侵害を犯しているものでないこと。
- (10) 名義貸しにより設立された法人、あるいは実体のない法人でないこと。
- (11) 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。
- (12) 本事業の進捗・成果についての報告書作成が可能であり、本事業の成果普及および日本企業のアフリカ進出促進の一助とするため、事業実施報告書の概要を公表することに同意できること。
- (13) 事業の成果把握のためにジェットロが実施するフォローアップアンケート等に協力できること。

※本事業への申請に際して、上記「6. 応募企業の条件(応募資格)」をすべて満たしていることを事業企画書の提出時に誓約いただくことを必須とします。

7. 応募方法

(1)提出書類

- ① 「事業企画書」
- ② 「経費概算書」
- ③ 「案件要約表」
- ④ 決算報告書（直近 3 カ年度）、財務諸表（有価証券報告書相当）
- ⑤ 会社案内・パンフレット、その他参考資料

※提出いただいた書類は返却いたしません。

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続きのために利用します。

※参考資料は任意です。

(2)募集期間

2017 年 3 月 15 日（水）～ 4 月 14 日（金）正午（12：00）

(3)提出期限（公募締切）

2017 年 4 月 14 日（金） 正午（12：00）必着（電子メール添付および郵送）

(4)提出先・お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）開発支援班 担当：中本
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
e-mail : BDC@jetro.go.jp

8. 評価基準		
	評価基準	評価のポイント
1	事業計画の妥当性	(1) アフリカにおける拠点設立を目指しているか (2) 事業目的・経営目的が明確であるか (3) 社の海外事業戦略全体におけるアフリカ事業の位置づけ・優先順位が明確か (4) アフリカ事業計画全体における本事業の実証項目が明確か (5) 対象製品・サービスの市場ニーズがあるか （販売先があるか、利便性・ストーリー性が高く非価格競争力があるか等） (6) 事業計画・スケジュールが綿密で着実に組まれているか (7) 不確定要素やリスクファクター把握とその対処が検討されているか (8) 現地の付加価値向上のための指導、技術移転等、波及効果が期待できるか (9) 中長期的に継続できるビジネスか
2	応募企業の能力・資質	(1) 社の代表者又は事業責任者のコミットメントは取れているか (2) 自社の強みが明確か (3) 実施体制がきちんと組まれているか（事業担当者・経理担当者等） (4) 安定的な財務基盤があるか (5) 過去に海外事業実績があるか (6) この事業に対する熱意があるか (7) 現地ビジネスパートナー、信頼できる現地オペレーター等を確保しているか

※次年度の契約に向けた審査については、初年度事業の成果が見られるかを審査します。

9. 採択までの流れとスケジュール（予定）

(1)公募説明会（任意参加）

- 日時：2017年3月29日(水)
【公募説明会】16:00~17:00
- 場所：ジェトロ本部5階 ABCD 会議室（東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル）
<http://www.jetro.go.jp/jetro/profile/map.html>

本事業の公募要領及び提出書類の記載方法等について説明会を行いますので、応募方法等についてご質問がある方は、ご参加ください。
本説明会への参加は必須ではありません。

(2)公募締め切り

- 公募締切日：2017年4月14日（金）正午（12:00）（時間厳守）
※締め切りを過ぎた書類は一切受け付けることが出来ませんので、ご了承ください。
- 提出方法：電子メール添付および郵送

(3)一次選考（書類審査）

提出された書類に基づき、応募資格の確認および事業計画書等の内容について評価基準に沿って審査します。

- 一次選考結果通知予定日：2017年4月下旬 書面にて結果を通知します。
※不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承下さい。

(4)二次選考（プレゼンテーション審査、一次選考通過企業のみ）

一次選考通過企業のみ、1社40分間のプレゼンテーション審査（10分：企業プレゼンテーション、30分：質疑応答）を実施します。下記日程を予定に入れておいて下さい。

- 開催日時：2017年5月中旬予定※一次選考通過企業に対し、個別に日程をお知らせします。
- 開催場所：ジェトロ本部（東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル内）
※プレゼンテーションで用いる資料は申請時の提出書類の他、パワーポイント(10枚以内)の使用、サンプルやパンフレットの持参を推奨します。

(5)採択結果の通知

- 採択結果通知：2017年5月下旬 書面にて結果を通知します。
※不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承下さい。

(6)採択後の予定（採択企業のみ）

- 契約説明会開催：2017年6月上旬頃 ※採択企業にお知らせします。
- 契約締結準備：2017年6月上旬～6月下旬頃（約1カ月間かかります。）
- 契約締結・事業開始：2017年7月以降
- 事業終了・報告書提出：2018年2月中旬頃
- ジェトロからの経費支払い：2018年4月頃
※継続審査会：2018年2月中旬～下旬頃

10. 採択後の契約の締結、報告書の提出

(1) 契約締結準備及び競争参加資格について：

採択後、採択された企業とジェトロとで面談等を実施し、金額等を精査の上、契約締結準備を行います。企画書の内容に大幅な変更があった場合や競争参加資格を満たさない場合等により契約を見送る可能性もあり、採択は契約を保証するものではありません。

なお、契約締結に当たっては、ジェトロの内規に基づき「競争参加資格」を予め取得する必要があります。競争参加資格の詳細は、以下のジェトロのホームページをご参照ください。[\(http://www.jetro.go.jp/procurement/registration/\)](http://www.jetro.go.jp/procurement/registration/)

(2) 契約締結及び事業実施について：

契約締結準備を経て契約が決定した企業は、事業実施にかかわる業務委託契約をジェトロと締結し、契約書に従って事業を遂行します。

(3) 事業実施報告について：

事業期間中および事業終了後、採択企業は（各実証項目に基づいて）ジェトロに報告を行います。（出張報告書等の各種書類提出、中間報告会及び最終報告会の開催等。）

(4) 事業実施報告書の提出について：

採択企業は、本事業の成果物として、事業実施報告書を指定項目（事業概要、実施結果、見出された課題および課題解決に向けたアクション等）に基づき作成し、指定の期限までにジェトロへ提出します。※事業実施報告書の著作権は、原則としてジェトロに帰属します。

(5) 事業実施報告書の概要の公表について：

本事業の成果普及および日本企業のアフリカ進出促進の一助とするため、セミナーや報告書等各種手法により、採択企業との協議を経た上で、事業実施報告書の概要を公表します。

また、必要に応じて、当該国・地域に進出する上での課題等を当該国政府・関係機関にフィードバックします。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

以 上